

越谷市の基本理念と基本方針

現行計画

基本理念

- 参加と協働による循環型社会をめざして

基本方針 1

- 循環型社会に向けての意識づくり

基本方針 2

- ごみ減量・リサイクルを進めるためのごみ処理システムづくり

基本方針 3

- リサイクルと適正処理を進めるための施設整備



新計画

基本理念

基本方針 1

- 4Rの推進による循環型社会の構築

基本方針 2

- 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

基本方針 3

- 有用資源の分別の徹底及び資源化の促進

基本方針 4

- 効果的で適正な処理システムの構築

新計画の基本理念を考える背景

平成23年に策定した現計画では、「参加と協働による循環型社会をめざして」を基本理念とし、市民・事業者・行政の三者協働のもと、ごみの排出抑制・資源化のために取り組んできた。

近年の国際的な潮流として、複数の課題の統合的解決を目指す「SDGs」が採択され、国も持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを目指した「第4次循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいる。

本市では、上位計画である第5次総合振興計画や越谷市環境管理計画において、上記に示される「SDGs」の考え方を取り入れた計画策定に取りかかるなど、行政計画も変化している。

こうした情勢を踏まえ、令和3年度からの新計画の策定においても、「SDGs」の視点を取り入れた基本理念を掲げ、市民・事業者・行政が連携・協力を深めていく必要がある。

また、4Rの推進や事業系ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制のための取り組みを強化することも重要であると考えます。

さらに、少子高齢化の進展に伴う市民のライフスタイルの変化に的確に対応した、効果的で適正なごみ収集システムの構築など、持続可能な地域・社会を目指して、さらなるごみの減量化・資源化・適正処理を推進することも必要である。

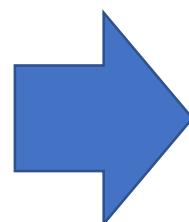
新計画の基本方針 1 (案)

4Rの推進による循環型社会の構築

- 新計画の基本方針 1 は、現行計画の施策の基本方向「1 普及啓発、環境学習の推進」、「2 参加と協働による取り組み」、「3 分別収集への取り組み」、「4 費用負担の検討」に対応した基本方針です。

現行計画

1 普及啓発、環境学習の推進	1-1 ごみ減量・リサイクル情報の充実
2 参加と協働による取り組み	2-1 市民による減量・リサイクルの推進
	2-3 行政による減量・リサイクルの推進
3 分別収集への取り組み	3-1 分別の徹底
	3-2 排出・収集方法等の検討
4 費用負担の検討	4-1 ごみ処理に係る費用負担の検討



新計画

ごみ減量とリサイクル啓発
排出抑制と分別の徹底
食品ロスの削減
指定袋制度及びごみ処理有料化の検討
食品ロス等を含むSDGsの理解促進

- ごみ減量やリサイクルの推進は現行計画から引き続き取り組みます。
- 新たに「食品ロスの削減」や「SDGs」に関する項目を追加し、環境負荷をできる限り低減する、持続可能（サステイナブル）な循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。
- 家庭系ごみの排出量の減量を推進するために「指定袋制度及びごみ処理有料化の検討」に取り組みます。

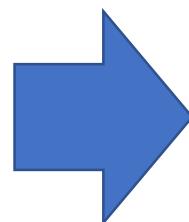
新計画の基本方針 2 (案)

事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

- 新計画の基本方針 2 は、現行計画の施策の基本方向「2 参加と協働による取り組み」に対応した基本方針です。

現行計画

2 参加と協働による取り組み	2-2 事業者による減量・リサイクルの推進
----------------	-----------------------



新計画

事業系ごみの適正化処理やマニュアルの作成
中小規模事業者等へのごみ処理適正排出への指導の強化
ごみの減量化や資源化の推進

- ごみ減量やリサイクルの推進は現行計画から引き続き取り組みます。
- 新たに「事業系ごみの適正化処理やマニュアルの作成」や「中小規模事業者へのごみ処理適正排出への指導の強化」に関する項目を追加し、排出量の大きい卸売・小売業に向けた減量化・資源化マニュアルの作成いたします。
- 資源化業者と小規模事業者をつなぐコーディネーターとしての役割を行政が担い、ごみ処理適正排出の指導を強化します。

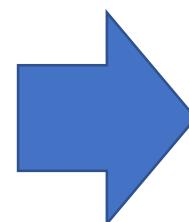
新計画の基本方針 3 (案)

有用資源の分別の徹底及び資源化の促進

- 新計画の基本方針 3 は、現行計画の施策の基本方向「5 処理処分施設の整備」に対応した基本方針です。

現行計画

5 処理処分施設の整備	5-1 資源化の徹底
-------------	------------



新計画

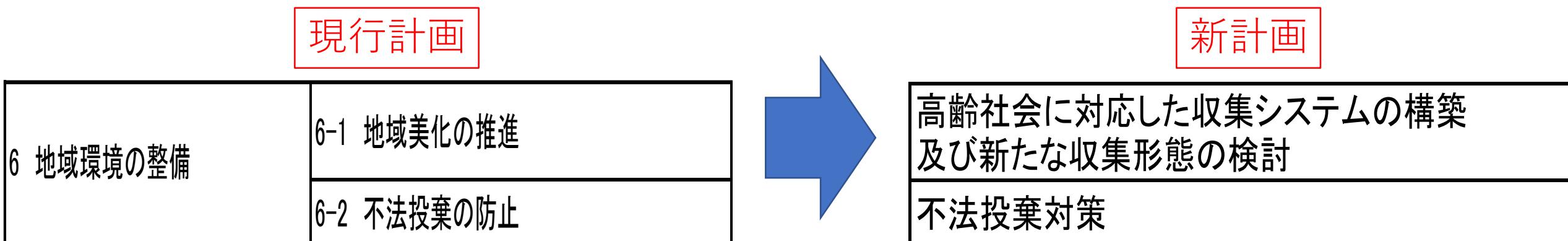
資源物処理の推進
集団資源回収の活性化
新たな資源化可能物の検討

- 資源化の徹底は現行計画から引き続き取り組めます。
- 新たに「集団資源回収の活性化」や「新たな資源化可能物の検討」に関する項目を追加し、集団資源回収の対象品目の検討や適正な回収によりリサイクル率の上昇や再利用を増やすことで、ごみの総排出量の減量に取り組めます。

新計画の基本方針4（案）

効果的で適正な処理システムの構築

- 新計画の基本方針4は、現行計画の施策の基本方向「6 地域環境の整備」に対応した基本方針です。



- 新たに「高齡社会に対応した収集システムの構築及び新たな収集形態の検討」に関する項目を追加し、今後高齡者の増加等によりふれあい収集が現行の収集システムの中で効率的な運用ができなくなることが想定されるため、新たな収集システムの構築や収集形態の検討を行います。
- 不法投棄対策は現行計画から引き続き取り組みます。また、不法投棄防止対策には地域美化が有効であることから不法投棄対策に「地域美化の推進」を組み込んでいます。